六中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を「及び」に改め、「並びに小型特殊自動車」を削り、同条第三号の七及び第三号の八中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に改め、同条第四号の二及び第四号の三中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに」を「及び」に改め、同条第五号から第五号の三までの規定中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第五号の四中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに」を「及び」に改め、同条第五号の五及び第五号の六中「自動車（」を削り、「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を「及び」に、「並びに小型特殊自動車を除く。）」を「以外の自動車」に改め、同条第五号の七中「自動車（」及び「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に、「を除く。）」を「以外の自動車」に改め、同条第五号の八中「及び小型特殊自動車」を削り、同条第五号の九及び第五号の十中「カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に改め、同条第五号の十二中「第四十一条第七号」を「第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号」に改め、「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に改め、同条第五号の十一中「第四十一条第六号」を「第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号」に、「（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の感電防止装置及び」を「の感電防止装置並びに」に改め、「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に改め、同号を同条第十五号の十三とし、同条第五号の十の次に次の二号を加える。

五の十一　法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十二　法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

第二条第六号中「第四十一条第六号」を「第四十一条第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号」に、「感電防止装置及び」を「感電防止装置並びに」に改め、「カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に改め、同条第六号の二中「第四十一条第七号」を「第四十一条第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号」に改め、「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に改め、同条第六号の三中「第四十一条第七号の車枠及び車体」を「第四十一条第六号の燃料装置」に改め、「側面衝突時の」の下に「燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同号の車枠及び車体のうちポールとの側面衝突時の」を加え、「自動車（」及び「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に、「を除く。）」を「以外の自動車」に改め、同条第六号の四中「自動車（」及び「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に、「を除く。）」を「以外の自動車」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに」を「及び」に改め、同条第十号及び第十一号中「自動車（」及び「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「、小型特殊自動車並びに」を「及び」に、「を除く。）」を「以外の自動車」に改め、同条第十一号の二から第十二号までの規定、第十六号、第四十号の二及び第四十号の三中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに」を「及び」に改め、同条第四十一号の三中「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第四十二号及び第四十三号を次のように改める。

四十二　法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三　法第四十一条第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡等及び後写鏡等取付装置（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

第二条第四十四号中「速度計」の下に「及び走行距離計」を加える。

第四条第二項第三号中「道路運送車両の保安基準」の下に「（昭和二十六年運輸省令第六十七号）」を加える。

第五条第一項の表中

五の十一　第二条第五号の十一のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の十二　第二条第五号の十二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	第百三十七号

を

五の十一　第二条第五号の十一のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第百三十七号
五の十二　第二条第五号の十二のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	
五の十三　第二条第五号の十三のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第九十四号第三改訂版
五の十四　第二条第五号の十四のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置	

に

改め、同表第六号中「感電防止装置及び」を「燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに」に改め、同表第六号の二及び第六号の三中「側面衝突時の」の下に「燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに」を加え、同表第六号の四中「第百二十七号改訂版」を「第百二十七号第二改訂版」に、同表第十号及び第十一号中「第五十八号第二改訂版」を「第五十八号第三改訂版」に改め、同表第三十六号から第三十八号までを次のように改める。

三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第四改訂版
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第八十一号
三十八　第二条第四十四号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版

を

第三号様式中

第二条第五号の十一のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置

を

第二条第五号の十一のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置
第二条第五号の十二のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置
第二条第五号の十三のオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置

に、「第二条第五